

◎新潟県告示第816号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

路線名	区間	左右の別	延長（メートル）
県道新発田紫雲寺線	新発田市大手町5丁目63番1から 同市大手町5丁目90番7まで	右	520
	新発田市大手町5丁目7番3から 同市大手町5丁目90番18まで	左	520